

ID: 150

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の3		
例 規 番 号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 （保管場所の使用料の減免又は徴収猶予） 第9条の3 市長は、特別の事情がある場合においては、当該保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日